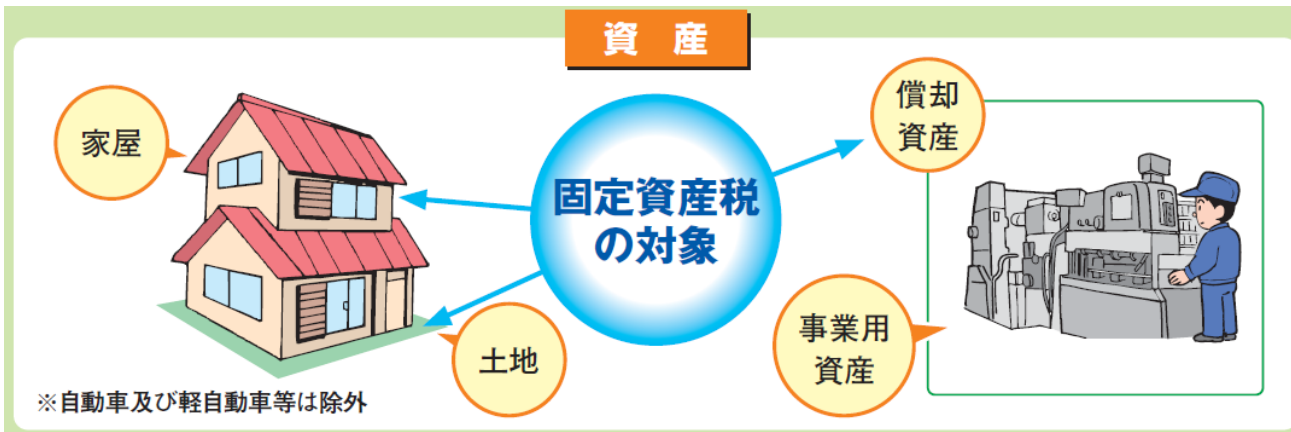


償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく！

償却資産を所有している方は、資産が所在する市町村に償却資産の申告をしていただく必要があります。

■償却資産とは

Q	償却資産ってなんですか？
A	償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。



会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている建物附属設備、構築物、機械、工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

■償却資産の例

Q	償却資産の対象になるものは何ですか？
A	会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

償却資産の対象となるもの（例）

飲食店



- ・厨房設備
- ・レジスター
- ・カラオケセット
- ・冷蔵庫 など

理容業・美容業



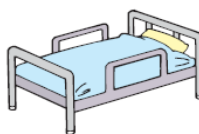
- ・理・美容椅子
- ・洗面設備
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール など

小売店



- ・商品陳列ケース
- ・冷蔵庫
- ・自動販売機
- ・冷蔵ストッカー など

医 院



- ・ベッド
- ・手術台
- ・X線装置
- ・調剤機器 など

工 場

各種製造設備（施盤、金型、プレス機など）、受変電設備、構内舗装など



ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備、製氷機、ボイラーなど



建設業

ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機、パワーショベルなど



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、洗車機、ガソリン計量器、照明設備など



不動産賃貸業

（駐車場やアパートの貸付業）アスファルト舗装、植栽等外構工事など



償却資産（固定資産税）の申告 Q&A

■申告していただく方は

Q	償却資産の申告をするのは誰ですか？
A	毎年1月1日現在で、個人や法人で事業を行っている人（工場や商店を営んでいる人、駐車場やアパートを貸している人など）のうち、事業用資産を所有されている人です。

Q	償却資産の申告はしないといけないのですか？
A	地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在の償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないとされています。所有する事業用資産が少ない場合でも、申告していただく必要があります。 土地や家屋は、原則として「登記簿」によって課税の対象を把握していますが、償却資産には「登記簿」がありません。そのため、毎年1月1日時点での資産の所有状況について、所有者の方から申告をしていただき、固定資産税の課税を行っています。

Q	申告をしないとどうなるのですか？
A	市町村の条例で3万円以下の過料を科される場合があります。また、地方税法第408条の規定に基づいて、実地調査を行い、その結果として固定資産税が課税になる場合があります。その際には、併せて延滞金を徴収することがあります。

■申告する資産とは

Q	償却資産の申告をしなければならない資産はどのようなものですか？
A	毎年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。 ○次に掲げる資産も申告対象となります。 ・償却済資産（耐用年数が経過した資産） ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産 ・遊休又は未稼働の資産であっても、毎年1月1日現在において事業の用に供することができる状態にあるもの ・借用資産（リース資産）であっても契約内容が割賦販売と同様である資産 ・決算期以降に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産 ・福利厚生のに供するもの ・使用可能期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産 ただし、自動車税の対象となる自動車や、無形固定資産（営業権・特許権・営業権・ソフトウェア等）、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について税務会計上固定資産として計上しないもの、取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの等は、償却資産の申告対象とはなりません。

■申告方法

Q	申告はどのようにすればよいですか？
A	資産の所在する市町村の固定資産税担当課へ問い合わせ、申告書を取り寄せ、申告してください。 お手元に申告書がない場合は、資産が所在する市町村の固定資産税担当課までご連絡ください。関係書類を送付いたします。

○申告書提出先 毎年1月1日現在資産が所在する市町村。

○申告書の提出期限 毎年1月31日（土日の場合は翌開庁日）までに提出をお願いします。

お問い合わせは、長野原町 税務課（0279-82-2247）へ